

.....指定宿泊施設のご案内.....

教職員互助会の指定宿泊施設の利用方法は、以下のとおりです。

指定宿泊施設の宿泊予約や利用料金等については、各施設に直接お問い合わせください。

《利用方法》

【直接割引】

宿泊施設のフロントに互助会員証を提示すると、精算時に利用料金から1泊につき1人1,000円を控除します。

【直接割引】は、会員が単独で【直接割引】の施設に宿泊した場合のみです。

【後日請求】

所定の宿泊料金を支払った後、ホームページ及び各所属所にある「福利厚生ハンドブック」に掲載している「施設利用補助金請求書」に、宿泊施設が発行する領収書を添付し、当互助会に補助金の請求をすると、後日、医療費補助金等の給付金と同じ登録口座へ補助金が振り込まれます。

区 分	会員のみ利用時	被扶養者のみ利用時	会員・被扶養者 同時利用時
【直接割引】の施設	【 直 接 割 引 】	【 後 日 請 求 】	
【後日請求】の施設	【 後 日 請 求 】		

○利用例

利用 区分	会員単独で利用	会員を含め複数名で利用	被扶養者のみで利用
宿泊者	全員会員本人	会員と被扶養者でない者	会員と被扶養者
補助 方法	補助対象が本人のみなので 【直接割引】	補助対象が本人以外も含まれるので 【後日請求】	補助対象が本人以外も含まれるので 【後日請求】

〈注意!!〉ネット予約をした場合

ネット予約をし、清算後に宿泊する場合は、会員単独利用でも【直接割引】が受けられない場合があります。

【直接割引】する場合は、現地で清算するようお願いします。

清算後に宿泊した場合は【後日請求】となりますので、当互助会へ施設利用補助金請求書を提出してください。

